



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | |
|------|-----------------------------------|--------------|
| 1579 | 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による家畜等の移動の禁止 | (畜産課)..... 1 |
| 1580 | 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による鳥類に係る催物の開催等の禁止 | (")..... 1 |
| 1581 | 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則によるふ卵業務の禁止 | (")..... 2 |

告 示

和歌山県告示第1579号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第3条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜等の区域内での移動を禁止する。

令和2年和歌山県告示第1507号（和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による家畜等の移動等の禁止）は、廃止する。

令和2年12月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 家畜等の種類

家きん及びその死体、家きんの卵、飼養管理器材、飼料、排泄物並びにその他の物品で家畜防疫員が本病の病原体を広げるおそれがあると判断するもの

4 禁止する期間

令和2年12月29日から当分の間

5 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が移動を認めた場合は、この指定の例外とすることができる。

和歌山県告示第1580号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第5条及び第6条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり指定区域内での鳥類に係る催物の開催及び食鳥処理場の事業を禁止する。

令和2年和歌山県告示第1508号（和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による鳥類に係る催物の開催等の禁止）は、廃止する。

令和2年12月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 禁止する期間

令和2年12月29日から当分の間

4 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が認めた場合は、この指定の例外とすることができる。

和歌山県告示第1581号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第9条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり指定区域内でのふ卵業務を禁止する。

令和2年和歌山県告示第1509号（和歌山県家畜伝染病まん延防止規則によるふ卵業務の禁止）は、廃止する。

令和2年12月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 禁止する期間

令和2年12月29日から当分の間

4 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が認めた場合は、この指定の例外とすることができる。